

吸収分割に関する事前開示事項

(会社法に基づく事前備置書面)

2025年7月18日

分割会社 日東ベスト株式会社

承継会社 株式会社シロッコさがえ

2025年7月18日

日東ベスト株式会社
代表取締役社長執行役員 嵯峨 秀夫

株式会社シロッコさがえ
代表取締役社長 佐藤 光義

吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

分割会社 日東ベスト株式会社（以下、「日東ベスト」といいます。）と承継会社 株式会社シロッコさがえ（以下、「シロッコさがえ」といいます。）とは、2025年7月11日に、それぞれの取締役会決議を経て、2025年10月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結し、日東ベストの冷凍食品等の販売に関する事業の一部（一般消費者に対する直接販売事業）をシロッコさがえに承継させること（以下、「本会社分割」といいます。）といたしました。

よって、下記のとおり、吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を事前開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び同第794条第1項）

「添付資料1」のとおりです。

なお、本会社分割は、分割会社において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割、承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割となります。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号及び同第192条第1号）

本会社分割は、日東ベストとその完全子会社であるシロッコさがえとの間の分社型分割であるため、株式の割当その他金銭等の対価の交付は行いません。（無対価分割）

よって、本会社分割による資本金及び準備金の増減はありません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び同第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権及び新株予約社債の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び同第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 分割会社（日東ベスト）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号及び同第 192 条第 4 号）

（1） 最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）にかかる計算書類等の内容
「添付資料 2」のとおりです。

（参考）有価証券報告書は下記ウェブサイトに掲載しております。

https://www.nittobest.co.jp/ir/library/securities_report.html

（2） 臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3） 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 承継会社（シロッコさがえ）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び同第 192 条第 6 号）

（1） 最終事業年度にかかる計算書類等の内容

「添付資料 3」のとおりです。なお、承継会社は 2025 年 4 月 1 日に設立されたため、最終事業年度は到来していません。

（2） 臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3） 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 本会社分割が効力を生じる日以降における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び同第 192 条第 7 号）

日東ベストおよびシロッコさがえにおいては、いずれも本会社分割の効力発生日における資産の額は負債の額を上回っていることが見込まれます。また、本会社分割後の事業活動において、いずれも負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されていません。

よって、本会社分割が効力を生じる日以降における債務の履行につきましては、履行の見込みに問題はないと判断しております。

8. 事前開示の開始日以降、効力が生ずる日までの間に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び同第 192 条第 8 号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

日東ベスト株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社シロッコさがえ（以下、「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 吸収分割

甲は、本件分割により、乙に対して、甲の冷凍食品等の販売に関する事業の一部（一般消費者に対する直接販売事業）（以下、「本件事業」という。）に関して、第3条1項の権利義務を吸収分割の方法により承継させ、乙は甲からこれを承継する。

第2条 商号及び住所

本件分割にかかる分割当事会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（分割会社）

商号： 日東ベスト株式会社

住所： 山形県寒河江市幸町4番27号

(2) 乙（承継会社）

商号： 株式会社シロッコさがえ

住所： 山形県寒河江市幸町4番27号

第3条 承継の対象となる権利義務

- 1 本件分割により甲から乙に承継される権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、本件分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）における別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 前項における承継対象権利義務のうち次の各号に該当するものは、甲及び乙が協議のうえ、合意によりこれを承継対象権利義務から除外することができる。
 - (1) 法律、政令、規則、通達、命令、条例、ガイドラインその他の規制（以下、「法令等」という。）により本件分割による承継ができないもの、または本件分割が困難となるもの
 - (2) 本契約の定めにより重大な支障が生じ、若しくは生じ得る可能性があるもの
 - (3) 甲及び乙が除外することに合意したもの

第4条 分割対価

本件分割に関して、乙は甲に対し何ら対価を支払わない。

第5条 乙の資本金等の額

本件分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条 効力発生日

本件分割の効力発生日は2025年10月1日とする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第7条 分割承認決議

甲及び乙において、会社法第784条第2項（簡易吸収分割）及び会社法第796条第1項（略式吸収分割）の要件を満たすため、本契約による本件分割について株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条 費用等の精算

- 1 本件分割により甲から乙に承継される資産にかかる経費の精算が必要となる場合には、実日数による日割計算により、効力発生日の前日までの期間に応じた部分は甲の負担とし、効力発生日以降の期間に応じた部分は乙の負担とする。
- 2 本契約の締結及び手続に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ、合意によりこれを決定する。

第9条 競業禁止義務

甲は、効力発生日以降においても、本件事業及び関連する事業に関し競業禁止義務を負わない。

第10条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本件事業に関する財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項が生じる場合には、予め甲及び乙が協議のうえ、合意によりこれを行う。

第11条 本契約の変更及び解除

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議のうえ、合意により本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条 本契約の効力

本契約は、効力発生日の前日までに、本件分割に必要な法的手続を完了しなかった場合、または法令等に定める監督官庁の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第13条 協議事項

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2025年7月11日

甲（分割会社）

山形県寒河江市幸町4番27号

日東ベスト株式会社

代表取締役社長執行役員 嵯峨 秀夫



乙（承継会社）

山形県寒河江市幸町4番27号

株式会社シロッコさがえ

代表取締役社長 佐藤 光義



承継対象権利義務明細表

効力発生日において、甲から乙に承継される資産、債務及び負債、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、甲から乙に承継される資産については、甲の2025年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

記

1. 資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、原材料及び貯蔵品のうち甲及び乙が合意したもの。

(2) 非流動資産

投資その他の資産のうち甲及び乙が合意したもの。

2. 債務及び負債

承継しない。

3. 契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関する売買基本契約、取引基本契約、委託販売契約、業務委託契約、秘密保持契約、電子商取引に関する契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、以下を除く。

- ・ 法令等により契約締結主体の法人格を変えることが認められないもの
- ・ 契約上の地位の移転に際して許認可等の再取得が必要であり、かつ効力発生日までに当該許認可等の再取得ができなかったもの。
- ・ 契約上の地位の移転に際して契約の相手方当事者から承諾を得られないもの。
- ・ その他甲が引き続き保有する必要があると判断したもの。

4. 雇用契約等

承継しない。

5. 知的財産権

承継しない。

6. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上



第87期

自 2024年4月 1日

至 2025年3月 31日

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

日東ベスト株式会社

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(20,081,051)	流動負債	(17,047,494)
現金及び預金	1,867,673	支払手形	292,621
受取手形	698,348	電子記録債務	1,714,080
売掛金	10,229,137	買掛金	4,917,360
商品及び製品	3,514,903	短期借入金	4,800,000
仕掛	194,882	一年以内返済長期借入金	1,957,362
原材料及び貯蔵品	2,474,834	未払金	1,620,754
前払費用	131,043	未払法人税等	108,580
未収入金	697,485	未払消費税等	70,197
その他	392,016	未払費用	712,797
貸倒引当金	△119,274	賞与引当金	408,948
固定資産	(17,178,114)	設備支払手形	368,957
有形固定資産	(13,127,544)	その他	75,833
建物	5,115,281	固定負債	(6,273,810)
構築物	274,243	長期借入金	4,059,129
機械及び装置	4,404,256	退職給付引当金	1,434,980
車輛運搬具	25,492	役員退職慰労引当金	123,667
工具器具備品	185,086	長期未払金	141,763
土地	3,063,567	長期預り金	514,270
建設仮勘定	59,615	負債合計	23,321,305
無形固定資産	(418,713)	純資産の部	
電話加入権	3,785	株主資本	(13,548,427)
ソフトウェア	147,136	資本金	(1,474,633)
その他	267,791	資本剰余金	(1,707,937)
投資その他の資産	(3,631,856)	資本準備金	1,707,937
投資有価証券	1,611,424	利益剰余金	(10,370,273)
関係会社株式	547,249	利益準備金	229,070
その他の関係会社有価証券	639,030	その他利益剰余金	10,141,203
出資	17,613	別途積立金	5,487,100
長期貸付金	750	繰越利益剰余金	4,654,103
長期前払費用	21,698	自己株式	(△4,416)
前払年金費用	166,230	評価・換算差額等	(389,432)
繰延税金資産	444,350	その他有価証券評価差額金	389,432
長期差入保証金	59,676	純資産合計	13,937,860
保険積立金	123,833	負債・純資産合計	37,259,165
資産合計	37,259,165		

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	45,486,401
売上原価	37,581,666
売上総利益	7,904,735
販売費及び一般管理費	7,714,948
営業利益	189,786
受取利息及び配当金	247,358
補助金の収入	11,295
その他	23,630
営業外費用	121,218
支払利息	1,598
その他	122,816
経常利益	349,253
特別利益	134
固定資産売却益	134
投資有価証券売却益	91,293
特別損失	22,602
固定資産除却損	22,602
その他	7
税引前当期純利益	418,071
法人税、住民税及び事業税	63,932
法人税等調整額	△8,576
当期純利益	362,715

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,474,633	1,707,937	1,707,937
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	1,474,633	1,707,937	1,707,937

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	229,070	5,487,100	4,436,562	10,152,732	△4,416	13,330,887
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△145,174	△145,174		△145,174
当 期 純 利 益			362,715	362,715		362,715
当 期 変 動 額 合 計	-	-	217,540	217,540	-	217,540
当 期 末 残 高	229,070	5,487,100	4,654,103	10,370,273	△4,416	13,548,427

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	426,503	426,503	13,757,391
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△145,174
当 期 純 利 益			362,715
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△37,071	△37,071	△37,071
当 期 変 動 額 合 計	△37,071	△37,071	180,469
当 期 末 残 高	389,432	389,432	13,937,860

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他の有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附 属設備を除く）並びに機械及び装置、2016年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい ては、定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社 内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によ っております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定 額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い(出荷基準等の取扱い)を適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び値引き等を控除した金額で測定しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) その他の関係会社有価証券の評価

- ・当事業年度末のその他の関係会社有価証券帳簿価額 639,030千円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社は、JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED(以下「JBF社」という。)の財務諸表を基礎とした持分純資産額を実質価額として、当該実質価額とJBF社に対する出資金の取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の事業計画や市場環境等の変化等により実質価額の回復可能性が認められなくなった場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,944,347千円
長期金銭債権	一千円
短期金銭債務	1,051,821千円
長期金銭債務	1,134千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 35,446,969千円

(4) 担保に供している資産

建 物	3,989,711千円
機械及び装置	1,259,679千円
土 地	2,043,750千円
計	7,293,141千円

担保に係る債務

短 期 借 入 金	3,375,250千円
一年以内返済長期借入金	1,400,114千円
長 期 借 入 金	3,245,066千円
計	8,020,430千円

(5) 保証債務

次の子会社について、銀行からの借入に対し債務保証を行っております。

JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED 39,238千円 (6,650百万ベトナムドン)

上記の外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売 上 高	628,020千円
その他の営業取引高	7,345,391千円
営業取引以外の取引高	215,976千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	4,787	—	—	4,787

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	397,118千円
賞与引当金	124,320千円
貸倒引当金	36,259千円
役員退職慰労引当金	37,594千円
その他	115,034千円

繰延税金資産小計 710,327千円

評価性引当額 △104,402千円

繰延税金資産合計 605,925千円

繰延税金負債

　　その他有価証券評価差額金 △161,574千円

繰延税金負債合計 △161,574千円

繰延税金資産の純額 444,350千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が11,574千円増加し、法人税等調整額が11,574千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の 所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
		役員の兼任等	事業上の関係				
(株) 爽 健 亭	100%	兼任2名	製品・半製品・材料売上 及び商品仕入	売 上 高	193,256千円	売 掛 金	1,068,437千円
				商品仕入高	一千円	買 掛 金	537,803千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定条件

取引価格については、原価及び市場価格を勘案し交渉のうえ決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「7.収益認識に関する注記(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,152円09銭
- (2) 1株当たり当期純利益 29円98銭

添付資料3

(承継会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容)

設立時貸借対照表

単位：円

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
合計	10,000,000	合計	10,000,000

※承継会社は2025年4月1日に設立されたため、最終事業年度は到来していません。

以上